

機械装置

耐用年数並びに区分が大改正されました。
平成20年4月1日以降に開始する事業年度より適用されます。

区分と 耐用年数

国税庁のサイトを見てください。
[ここをクリックしてください。](#)
『平成20年度法人税関係法令の改正の概要』の中の一部です。
別表第二「機械及び装置の耐用年数表」において、
区分が390区分から55区分に改正されました。

適用は、平成20年4月1日以降に開始する事業年度よりになります。

新旧対照表

ところが、旧区分が新区分のどこに該当するのか
資料がありませんでした。
漸く、財務省から発表されました。
下記のアドレスを見てください。
[ここをクリックしてください。](#)



例えば ブルドーザーは

旧区分では、『334 自走式作業用機械設備』で、耐用年数は、5年でした。
新区分では、『30 総合工事業用設備』で、耐用年数は、6年になります。

ただ、疑問なのは、建設業以外の企業がブルドーザーを持つ場合は、
『30 総合工事業用設備』という名称が引っかかって、この耐用年数でいいのかどうか
ちょっと、疑問です。

さらに、新しい耐用年数通達での説明が待たれます。

ともかく

新旧対照表ができましたので、
耐用年数の確定について、一步、前進できます。
さらに、耐用年数通達の新しいものが待たれます。